



# POLICE Information

## サイバー空間の脅威 ～新たな手口に注意！～

インターネットを介したサイバー空間の利用が県民の日常生活の一部となっていますが、それとともにインターネットの利用によって犯罪やトラブル等に巻き込まれるリスクも増加しています。

近年では、サイバー空間における新たな技術、サービスの提供に乗じた手口の犯罪が発生しています。

昨年は、大手運送業者を騙るSMSにより、偽のサイトに誘導され、そこから不正プログラムをインストールさせられたなどの相談が急増したほか、メールで、受信者が使用している（使用していた）サービスのパスワードを掲載した上、「端末をハッキングした」、「個人情報ばらされたくなければビットコインで支払え」などという内容の脅迫メールに関する相談もありました。

日頃から、ニュースやセキュリティ機関のサイト等から被害事例や手口等の情報に関心を持って、被害の未然防止に努めてください。インターネットに関する犯罪やトラブルに遭わないために、「正しい知識と利用方法」をしっかり身につけましょう。



〈問い合わせ〉 高森警察署 Tel (62) 0110

### 消火器の設置が必要となる飲食店

改正前 (平成31年9月30日まで)

延べ面積 150㎡以上で設置が必要

改正後 (平成31年10月1日以降)

火を使用する設備または器具のある飲食店  
規模に関わりなく設置が必要\*

火を使用する設備または器具のない飲食店  
延べ面積 150㎡以上で設置が必要



※ただし、次の装置が設置されている場合は、延べ面積 150㎡以上から設置が必要となります。

- 調理油過熱防止装置  
鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置
- 自動消火装置  
厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置
- 圧力感知安全装置  
過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置

調理油過熱防止装置

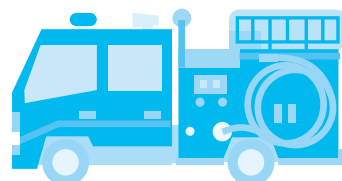
下のマークが付いています。



飲食店を営業されている皆さまへ  
法令改正のお知らせです。

なんでも  
南部分署

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器設置の義務のなかった延べ面積150平方メートル未満の飲食店に対し、2019(平成31)年10月1日から消火器の設置が義務付けられます。  
消防法令の改正は、2019(平成31)年10月1日に施行されます。それまでに、消火器具の設置が必要となります。詳しくは、南部分署までお問い合わせください。



〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL (62) 9034 火事・救急 119